

平成28年度 第2次定期監査実施報告書

1. 監査の期間

平成29年1月18日(水)～平成29年3月29日(水)

2. 監査の対象及び説明聴取月日

総務部	債権回収対策室	2月	16日
市民生活部	税務課	2月	16日
	納税課	2月	17日
健康福祉部	こども課	2月	16日
建設部	市街地整備課	2月	16日
消防本部		2月	17日
教育委員会	学校給食センター	2月	17日
	中央公民館	2月	16日
出納室		2月	16日
上下水道部	水道経営室	2月	17日
	水道施設課	2月	17日

3. 監査の方法

平成28年12月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善、検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、第2次定期監査における監査結果の概況は、以下のとおりである。

総務部 債権回収対策室

- (1) 各課に新たな債権が発生しないよう、指導啓発を強化されたい。また、29年度には移管予定債権を基に、所管課と協議の上、さらなる回収に努められたい。

市民生活部 税務課

- (1) 市県民税のイレギュラーな事案対処については、フォローできるように異例簿の作成を検討されたい。

市民生活部 納税課

- (1) 督促料等収入の調定は、収入と同時に計上されたい。
- (2) 他市でも実施されているように、税以外の強制徴収公債権を含めた一体徴収について、検討されたい。

健康福祉部 こども課

- (1) 親子教室補助金については、独自の補助金要綱があるものの、様式は橋本市補助金要綱によるものとなっており、独自の補助金要綱を作成した意義が見受けられない。については、速やかに「橋本市親子教室運営費補助金要綱」を改正され、適正な事務手続きに努められたい。

建設部 市街地整備課

- (1) 再開発住宅については、現在69戸中19戸が入居され、50戸が使用されていない。今後、同住宅の利用度合が縮小されると見込まれることから、施設の有効活用を図るためには、市営住宅化等への取り組みやそれに伴う事務手続きの迅速化を積極的に進められる必要がある。
- (2) 再開発住宅の滞納者については、分割納付額の増額等を検討され、滞納額の減額を図られたい。

教育委員会 学校給食センター

- (1) 年2回実施される給食残食数調査については、学校にばらつきが見られ、中学校は小学校に比べ残食数が多くなっている。この結果をふまえ、指導管理については、学校と協力しながら取り組まれたい。

教育委員会 中央公民館

- (1) 指定駐車場使用料に係る収入事務については、地方自治法施行令に基づいた事務処理がなされていない。
本件については、各課共通事項として指摘するので、今後は、指摘事項をふまえ、適正な会計事務に努められる必要がある。

出納室

- (1) 支出伝票の審査事務について、軽易なミスを防げるよう、チェックリストを作成し、改善に努められたい。

上下水道部 水道経営室 水道施設課

- (1) 飲料水供給施設の使用料に係る収入事務については、地方自治法施行令に基づいた事務処理がなされていない。
本件については、下記各課共通事項として指摘するので、今後は、指摘事項をふまえ、適正な会計事務に努められたい。

各課共通指摘事項

納期の一定している収入における会計年度所属区分については、その納期の末日の属する年度と規定されている。（地方自治法施行令第142条第1項）。

したがって、納期の一定している収入（指定駐車場など）の3月分の納期限が4月中であれば、新年度の歳入として調定計上することに留意し、適正な会計事務に努められたい。